

総合評価方式における低入札価格調査の注意事項

福山市建設局建設管理部建設政策課契約担当

2019年（平成31年）4月

2020年（令和2年）8月21日改訂

2024年（令和6年）4月1日改訂

2026年（令和8年）1月9日改訂

1 はじめに

低入札価格調査は、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定され、「公共工事の品質確保」「ダンピング防止」「下請業者へのしわよせ防止」を図ることで、地域における優良な社会資本整備と建設業界の健全な発展に資することを目的に実施するものです。

そのため、調査基準価格を下回る入札があった場合は、審査を行い、契約の内容に適合した履行確保がされないおそれがあると認める場合及びこの注意事項の「7 失格基準」に該当した場合は、失格とします。

2 提出書類の依頼方法

低入札価格調査対象者となった者に対して、電話及び電子メールにて依頼します。

3 提出書類

- (1) 低入札価格調査書類提出書（様式第1号）
- (2) 低入札価格調査制度用工事費内訳書（様式第2号）
(一次下請の予定がある場合は、全ての一次下請予定者の見積書の写し)
- (3) 労務賃金調書（様式第3号）

4 提出期限等

- (1) 福山市が指定する日時（原則、提出依頼した日の翌日17時まで）に建設局建設管理部建設政策課契約担当（本庁舎10階）へ持参により提出してください。
- (2) 提出期限を過ぎても提出がない場合、当該入札を無効とします。
- (3) 低入札価格調査を辞退する場合は「低入札価格調査辞退届」を提出してください。

5 低入札価格調査制度用工事費内訳書の作成にかかる留意事項

- (1) 工事名、工事場所、入札者の住所、商号又は名称及び代表者名を記入し、押印すること（共同企業体の場合は、共同企業体の名称及び共同企業体代表者の住所を記入し、共同企業体代表者の押印が必要）。
- (2) 本工事費内訳表（本市設計書）に記載されている費目、工種、施工名称、数量及び単位を全て（建築工事の場合は、中科目別内訳まで）記入したうえで、見積額を記入すること（漏れなく記入してください。）。

- (3) 工事価格は、入札価格と同額であること。なお、工事価格が複数設定されている本工事費内訳表（本市設計書）においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。
- (4) 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。なお、本工事費内訳表（本市設計書）で本工事費、附帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで何箇所か工事箇所がある場合も、それぞれの箇所ごとに諸経費等を記入すること。
- (5) 全ての一次下請予定者の商号又は名称を記入すること。
- (6) 「工事費の内訳」欄に記入された全ての項目について、入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。
- (7) 一次下請予定者から見積を徴収する際は、下請予定者が負担すべき材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とすること。
- (8) 一次下請予定者から見積を徴収した場合は、提出された見積書の内容を反映して記入し、全ての一次下請予定者の見積書（押印あり）の写しを添付すること。
- (9) 一次下請予定者が3者以上の場合は列を追加して記入すること。

6 労務賃金調書の作成にかかる留意事項

- (1) 入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。
- (2) 職種欄に該当職種がない場合や一次下請予定者が6者以上の場合は行又は列を追加して記入すること。

7 失格基準

次のいずれかに該当する場合は、原則として失格とします。

【低入札価格調査書類提出書 共通事項（様式第1号及び第2号）】

- ア 工事名及び工事場所について、記入がない場合や記入に誤りがある場合
- イ 入札者の所在地・商号又は名称及び代表者名に記入・押印がない場合

【低入札価格調査制度用工事費内訳書（様式第2号）】

- ウ 「工事費の内訳」欄について、本工事費内訳表（本市設計書）に記載している全ての項目（建築工事の場合は、中科目別内訳まで）について、記入がない場合や記入に誤りがある場合

- エ 「工事費の内訳」欄について、本工事費内訳表（本市設計書）に記載している数量よりも不足する場合及び記入がない場合や記入に誤りがある場合

- オ 「工事費の内訳」欄について、本工事費内訳表（本市設計書）に記載している単位の記入がない場合や記入に誤りがある場合

- カ 「工事費の内訳」欄について、入札時に提出した工事費内訳書に記載の工事価格と

低入札価格調査制度用工事費内訳書（様式第2号）に記載の工事価格が同額でない場合

- キ 「元請負人、一次下請負人及び見積額」欄について、全ての一次下請負予定者について記載していない場合
- ク 「元請負人、一次下請負人及び見積額」欄について、下請負人の「商号・名称」について、記入がない場合や記入に誤りがある場合
- ケ 「元請負人、一次下請負人及び見積額」欄について、下請見積書の工事価格と一致しない場合
- コ 「工事費の内訳」欄及び「元請負人、一次下請負人及び見積額」欄について、縦横の合計に計算間違いがある場合
- サ 下請見積書の写しに押印がない場合
- シ 下請見積書に具体的な工種・数量を明示されていない場合や数量不足の場合

※低入札価格調査書類提出書（エクセル）の記入例を参考に作成してください。

7 その他の取扱い

- (1) 提出された低入札価格調査書類の引換え、変更又は撤回（取消）は認めません。
- (2) 提出された低入札価格調査書類は、返却しません。
- (3) 提出された低入札価格調査書類は、必要に応じ公正取引委員会及び警察に提出します。
- (4) 提出された低入札価格調査書類は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく開示の対象となります。